平成２７年（再イ）第２８号
滋賀県草津市西大路町７番７―803号
再生債務者　谷田　　繁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月28日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２７年（再イ）第３３号
滋賀県草津市青地町1260番地28
再生債務者　藤川　正己
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月28日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２７年（再イ）第３５号
滋賀県守山市木浜町3600番地517
再生債務者　中嶋　武史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月28日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２７年（再イ）第５８号
京都市左京区岩倉幡枝町1463番地
再生債務者　馬場　耕一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月28日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２７年（再イ）第３６６号
大阪府富田林市美山台７番３―1702号
再生債務者　速水　　聡
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第８０号
神戸市東灘区森南町１丁目10番22号　パレ甲南山手303号
再生債務者　楠木　　洋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月25日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２７年（再イ）第４７号
兵庫県姫路市豊富町御蔭3278番地83
再生債務者　小田　　学
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月25日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（再イ）第７号
和歌山県西牟婁郡白浜町安宅277番地の３
再生債務者　小野　高正
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月28日
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（再イ）第１７０号
札幌市北区屯田７条11丁目４番３号　田村方
再生債務者　内田　一成
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月28日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第９号
北海道空知郡南幌町中央４丁目１番11号
再生債務者　沼田　順子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月28日
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（再イ）第４号
富山県高岡市吉久２丁目２番10号
再生債務者　石田　　茂
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月28日　富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（再イ）第４号
鳥取県鳥取市桂見435番地44
再生債務者　山田　克典
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月28日　　鳥取地方裁判所民事部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第９号

柏都市計画事業柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第５項及び第99条第２項の規定による仮換地指定の通知については送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成 28 年１月 15 日
柏都市計画事業
柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
つくば・千葉常磐担当推進役　支倉　　紳

記

1　氏名及び住所
氏名　小林茂平次
住所　柏市大室290番地
2　通知の内容
文書番号　柏北部東発指定128―10
平成27年12月10日
従前の宅地
町名及び字名　大室字前畑
地番　495番２　地目　宅地
登記簿地積　310.74㎡
基準地積　338.66㎡
仮換地
街区番号　143街区　画地番号　12画地
地積　241.51㎡
仮換地の指定の効力発生の日
平成28年２月４日
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
別に定めて通知します。

注意
1　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
2　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することはできません。

教示
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上